

○個人情報保護委員会告示第十号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四条、第八条及び第六十条の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月一日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
2 定義 2-2 個人識別符号（法第2条第2項関係） [法第2条（第2項）～規則第2条 略] 規則第3条 令第1条第7号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1) 令第1条第7号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号 (2) 令第1条第7号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定	2 定義 2-2 個人識別符号（法第2条第2項関係） [法第2条（第2項）～規則第2条 同左] 規則第3条 [同左] (1) 令第1条第7号イに掲げる証明書 同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号 (2) 令第1条第7号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

する保険者番号及び被保険者番号

- (3) 令第 1 条第 7 号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の
番号及び保険者番号

規則第 4 条

令第 1 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、
記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定す
る保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号
[号を削る。]

- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定す
る保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号
[号を削る。]

(3) [略]

(4) [略]

- (5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第
1 項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
[号を削る。]

[号を削る。]

[号を削る。]

[号を加える。]

規則第 4 条

[同左]

- (1) 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 47 条第
1 項及び第 2 項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

- (2) 健康保険法施行規則第 52 条第 1 項の高齢受給者証の記号、番
号及び保険者番号

- (3) 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）第 35 条第
1 項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

- (4) 船員保険法施行規則第 41 条第 1 項の高齢受給者証の記号、番
号及び保険者番号

(5) [同左]

(6) [同左]

- (7) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和 28 年文部省令第 28
号）第 1 条の 7 の加入者証の加入者番号

- (8) 私立学校教職員共済法施行規則第 3 条第 1 項の加入者被扶養
者証の加入者番号

- (9) 私立学校教職員共済法施行規則第 3 条の 2 第 1 項の高齢受給
者証の加入者番号

- (10) 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7

(6) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 [号を削る。] [号を削る。] [号を削る。] (7) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 [号を削る。] [号を削る。] [号を削る。] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略]	条の 4 第 1 項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号 (11) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和 33 年大蔵省令第 54 号）第 89 条の組合員証の記号、番号及び保険者番号 <u>(12)</u> 国家公務員共済組合法施行規則第 95 条第 1 項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 <u>(13)</u> 国家公務員共済組合法施行規則第 95 条の 2 第 1 項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号 <u>(14)</u> 国家公務員共済組合法施行規則第 127 条の 2 第 1 項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 (15) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 93 条第 2 項の組合員証の記号、番号及び保険者番号 <u>(16)</u> 地方公務員等共済組合法施行規程第 100 条第 1 項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 <u>(17)</u> 地方公務員等共済組合法施行規程第 100 条の 2 第 1 項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号 <u>(18)</u> 地方公務員等共済組合法施行規程第 176 条第 2 項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 <u>(19)</u> [同左] <u>(20)</u> [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。